

鉱業法関係手数料(鉱業法関係手数料令) (平成24年1月21日施行)	金額	(電子申請)
(1) 法第18条第2項の規定により試掘権の存続期間の延長をする者	42,900	(40,500)
(2) 法第21条第1項の規定により鉱業権の設定の出願をする者		
試掘権の設定	71,800	(68,200)
採掘権の設定	112,600	(109,100)
(3) 法第30条第1項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者		
試掘出願地の増加又は増加及び減少	46,700	(45,600)
試掘出願地の減少	10,800	(10,100)
採掘出願地の増加又は増加及び減少	51,500	(50,400)
採掘出願地の減少	14,300	(13,500)
(4) 法第39条第1項の規定により鉱業権の設定の申請をする者		
試掘権の設定	71,900	(68,300)
採掘権の設定	113,100	(109,500)
(5) 法第41条第1項の規定により採掘権の設定の申請をする者	112,600	(109,100)
(6) 法第44条第1項の規定により鉱区を増減の出願をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	63,200	(59,400)
試掘鉱区の減少	20,600	(17,100)
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	87,500	(83,700)
採掘鉱区の減少	24,900	(21,400)
(7) 法第45条第1項の規定により鉱区を増減の申請をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	53,600	(49,700)
試掘鉱区の減少	18,500	(15,000)
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	67,800	(64,000)
採掘鉱区の減少	22,800	(19,300)
(8) 法第50条第1項又は第2項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	83,400	(80,000)
(9) 法第51条第2第1項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	32,000	(28,900)
(10) 法第51条の3第1項の規定による届出をする者	27,800	(25,600)
(11) 法第66条第4項の規定により決定の申請をする者	35,600	(33,000)
(12) 法第67条の規定による届け出をする者	12,000	(11,000)
(13) 法第76条第4項の規定により租鉱権の存続期間延長の申請をする者	42,500	(40,100)
(14) 法第77条第1項の規定により租鉱権の設定の認可をする者	72,700	(69,000)
(15) 法第78条第1項の規定により租鉱区を増減の申請をする者		
租鉱区の増加又は増加及び減少	52,600	(49,000)
租鉱区の減少	14,500	(11,000)
(16) 法第90条の規定により決定の申請をする者	60,700	(58,000)
(17) 法第101条第1項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	13,000	(10,400)
(18) 法第106条第1項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	93,400	(90,600)
(19) 法第140条第1項の規定により実地調査を依頼する者	50,600	(48,300)

◎ 鉱業登録令関係手数料(平成24年1月21日施行)	通常申請	(電子申請)
○ 鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿の謄本又は抄本の交付 (用紙一枚につき)	980円	(750円)
○ 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付 (鉱区若しくは租鉱区の面積30ヘクタール又は河床の延長8キロメートルにつき)	2,080円	(2,050円)
○ 鉱業原簿若しくは閉鎖鉱業原簿又はその附属書類の閲覧 (一鉱区又は一租鉱区につき)	820円	(490円)